

「**笛吹市障がい者基本条例**」(案)に対するパブリックコメント募集について

1 目的

笛吹市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが共生できる地域社会の実現を目指し、継続的な障害福祉施策を行うため、市としての基本理念や責務等を示す「**笛吹市障がい者基本条例**」の制定に取り組んでいます。

この度、「**笛吹市障がい者基本条例**」の原案がまとまりましたので、広く皆さまのご意見・ご要望をお伺いいたします。なお、皆さまからお寄せいただいたご意見等の概要につきましては、後日公表する予定です。

2 意見募集期間

令和5年12月22日(金)～令和6年1月22日(月)

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。また、上記期間の土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの間以外の日には、午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に、笛吹市役所 保健福祉館 障害福祉課 障害福祉担当窓口及び各支所で閲覧することができます。

3 ご意見等の提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入のうえ、電子メール、ファクシミリ、郵送または窓口来庁のいずれかの方法により、提出してください。

氏名、住所、連絡先電話番号は必ず記入してください。

電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」ファイルをダウンロードし、必要事項の入力後、当該ファイルを添付し、以下のアドレスあてに送信してください。

送信先メールアドレス `pubc-shogaifukushi@city.fuefuki.lg.jp`

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号：055-262-5100 に送信してください。

(3) 郵送の場合

〒406-0031 笛吹市石和町市部 800 番地

笛吹市役所 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 あて郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所 保健福祉館 2 階 障害福祉課 障害福祉担当窓口にご提出ください。

4 ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに公表します。なお、住所、氏名等の個人に関する情報は公表しないことはもとより、他の目的に使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 電話 055-262-1273(直通)